国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令等の一部を改正する省令

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第一条　国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令

目次中「第七条」を「第八条」に、「第八条・第九条」を「第九条―第十二条」に、「第十条」を「第十三条」に改める。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条及び第四条」を「第六条及び第七条」に、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「ついては、」の下に「情報通信技術活用法及び」を加える。

第二条第二項中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第三条の見出しを「（申請等に係る電子情報処理組織等）」に改め、同条中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、「別表に掲げる」を削り、「行われる」を「行う」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（次条第八項及び第五条第一項において「特定電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第四条の見出しを「（事前届出等）」に改め、同条第一項中「使用して」を「使用する方法により」に、「第七条第一項ただし書」を「第八条第一項ただし書」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　氏名（法人については、名称。以下この号及び第五項第一号において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。）（国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）

第四条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第七項中「使用して」を「使用する方法により」に、「第五項第一号」を「第六項第一号」に、「国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機」を「特定電子計算機」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「使用して国税の納付を」を「使用する方法により国税の納付を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定により申請等を行おうとする者及び第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行おうとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

第五条第一項中「使用して」を「使用する方法により」に、「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に、「国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機」を「特定電子計算機」に改め、同項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「が行われる場合において、税務署長等は」を「を行う者は、同項の規定にかかわらず」に、「送信させる」を「送信する」に、「代えさせる」を「代える」に改め、同条第六項及び第七項を削る。

第六条中「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

第十条を第十三条とする。

第九条中「情報通信技術利用法第四条第四項」を「情報通信技術活用法第七条第四項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第十一条　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式とする。

第八条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前条第二項」に改め、同項を同条とし、同条を第十条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（処分通知等に係る電子情報処理組織等）

第九条　情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2　情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条の規定により電子情報処理組織を使用して行われた国税通則法第百二十三条第一項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の請求に対してこれらの規定により行う証明書の交付とする。

第七条の見出し中「による」を「による国税の」に改め、同条第一項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による手数料の納付）

第七条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第一項の証明書の交付を請求する場合における国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第一項の手数料を納付する方法であって、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国税局長又は税務署長から得た納付情報及び識別符号を入力して納付する方法とする。

2　第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により前項の証明書の送付を求める者は、同項の手数料のほか、その送付に要する費用を同項に規定する方法によって納付しなければならない。

別表を削る。

（税理士法施行規則の一部改正）

第二条　税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項を削り、同条第三項中「が行われる場合において、日本税理士会連合会又は税理士会は」を「を行う者は、同項の規定にかかわらず」に、「送信させる」を「送信する」に、「代えさせる」を「代える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、「（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）」を削り、「使用して行わせる」を「使